

内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（全世代型社会保障改革）

様

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

いま、重くのしかかる国保料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとって生活を圧迫する切実な問題となっています。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、平成 2 7 年以降毎年約 3, 4 0 0 億円の財政支援を行っていますが、全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1 兆円の財政支援の拡充が必要という意見があったほか、その後も全国知事会、全国市長会それぞれから、更なる公費の投入が必要だとの要望が出されています。それは、既に各市町村における国保財政の運営が困難を極め、財政難解消の手立ての保険料（税）の引き上げが新たな滞納を増やし国保財政を圧迫する悪循環を招くとともに、保険料（税）の引き上げを避けるための財政支援が市町村会計の重い負担になっていることの証と言えます。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、令和 4 年度からは未就学の子どもの均等割の減免が実施されていますが、この点に関しても更なる支援が必要です。

公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、国民皆保険制度の根幹に係わる問題と言えます。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料（税）の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものです。

よって、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担を増額することを強く求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。